

議 第 324 号

平成26年6月9日提出

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正  
について

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を次のように改正  
する。

熊本市長 幸山政史

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する  
条例

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（昭和32年条例第33  
号）の一部を次のように改正する。

別表第9選挙区の項中「植木町米塚」の次に「、泗水町南田島」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提出理由）

市の境界変更に伴い、選挙区に関する規定を整備するため、所要の改正を行う必  
要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。